

所有者不明農地の解消の取り組み事例

愛知県豊橋市農業委員会 下条東町等

1 当該地域の所有者不明農地の概要

所有者が令和6年3月に亡くなっており、相続人が全て相続放棄しているとの情報がある。借受希望の認定農業者がいる。

地域計画区域内の田 4筆 3,092㎡

2 取り組みの状況

令和6年 9月 JAから農業委員会に探索の依頼

令和6年 9月 住民票を請求

令和6年10月 戸籍謄本の請求

令和6年10月 土地登記簿の請求

令和6年12月 家庭裁判所に相続放棄の申述の受理の有無の照会、相続人全員が相続放棄の申述受理していることを確認

令和7年 1月 家庭裁判所に相続財産清算人の有無について照会。相続財産清算人は選定されていないことを確認

令和7年 2月 農業委員会が公示し、所有者不明農地制度による手続きを行なった。

令和7年10月 認定農業者に農地バンクを通じて賃貸借契約(10年間)が締結された。

3 取り組みの結果

借受を希望していた認定農業者に、賃借権の設定がされた。

4 その他

戸籍を請求するには、筆頭者がわからないと発行してもらえないので、そのような細かい所まで記載や家庭裁判所への照会の様式などがあるマニュアルが作成されるとよい。

相続人の探索は、出生から死亡までの連続した戸籍謄本を集めなければならず戸籍と除籍があり、研修などしていただきたい。

相続人も同居していない事が多く探索するのも手間がかかる。